

平成28年度

# 環境活動レポート

対象期間：平成28年4月～平成29年3月

発行日：平成29年 7月 24日

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

# 1. 環境方針

## 《理念》

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、環境活動を事業運営の重要取組事項の一つと位置付け、環境への負荷の低減や生活環境問題に積極的に取り組み、低炭素社会、水環境の保全及び持続的な循環型社会の構築に貢献します。

## 《方針》

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、兵庫県全域の浄化槽の法定検査、環境計量証明、河川・ため池の水質調査、環境教育等の事業活動を通じ、次の項目に取り組めます。

- 1 環境目標と環境活動計画を設定し、実行に移し、結果については評価と活動内容の見直しを行います。
- 2 浄化槽法、計量法等の環境関連法令、および条例を遵守します。
- 3 省資源・省エネルギーに努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄物の適正処理・減量、及び節水に取り組めます。
- 4 環境への負荷の低減を適切に実行するため、当センター内部では、全職員にエコアクション21の取組みについて必要な環境教育を実施します。また、外部へは、兵庫県内の中学校を対象として、未来を担う子供たちに水環境保全の重要性を体感してもらい環境教育を積極的に実施します。
- 5 水環境保全に寄与することを目的としている浄化槽の指定検査機関として、社会的責務と使命を自覚し、地域社会へ浄化槽及びエコアクション21の普及啓発に努めます。
- 6 化学物質の適正な管理と、適正使用に努めます。
- 7 グリーン調達に努めます。

この環境方針は、全職員に周知徹底します。

制定日 : 平成 19年 7月 11日

改定日 : 平成 25年 4月 1日

改定日 : 平成 26年 4月 1日

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会 長 九坪 登志彦

## 2. 組織の概要

### 1. 目的

当法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに浄化槽に関する技術の向上、知識の普及を通じ浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的としています。

### 2. 名称

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 九坪 登志彦

所在地 〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8 電話 078-306-6020

◆ 環境管理責任者：常務理事 城戸 正輝

◆ 事務局担当者：業務部環境水質課 久保 智弘

建物の概要 土地 1000.11㎡ 建物 1F 600.93㎡  
2F 604.27㎡

設立許可 昭和49年5月29日

(平成29年4月1日現在)

会員 ○ 正会員

製造業者 13社  
工事業業者 142社  
保守点検業者 152社  
清掃業者 93社 注記)兼業含む

○ 特別会員 12名 (行政等)

役員 ○ 理事 24名 (業界12名 行政等12名)

○ 監事 2名

職員 ○ 正職員 23名

○ 嘱託職員 3名

○ 臨時職員 5名

有資格者 ○ 環境計量士 所要1名、在籍1名

○ 浄化槽検査員 所要1名、在籍19名

○ 浄化槽管理士 在籍21名

○ 浄化槽設備士 在籍3名

○ 浄化槽技術管理者 在籍6名

公用車台数 ○ 軽自動車 25台

### 3. 水質保全センターの歩み

昭和49年 5月 社団法人兵庫県浄化槽センターとして発足  
 " 9月 事務所を 神戸市生田区下山手通5丁目21-2南協和ビルに移転  
 昭和54年 6月 水質検査所を 明石市相生町11-9大枝ビルに開設  
 昭和55年 2月 厚生大臣指定検査機関となる  
 昭和57年 6月 社団法人兵庫県水質保全センターに名称を変更  
 昭和58年 1月 事務所、水質検査所を統合し、神戸市兵庫区入江通3丁目1-15に移転  
 昭和59年 1月 創立10周年記念式典を開催  
 昭和61年 3月 浄化槽法第57条第1項の規定により、同法第7条及び第11条に規定する水質に関する指定検査機関（兵庫県知事認可）となる  
 昭和61年 11月 事務所を 神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号に移転  
 平成元年 4月 小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施  
 平成2年 11月 浄化槽法第11条検査の補完検査を実施  
 平成6年 11月 創立20周年記念式典を開催  
 平成7年 1月 阪神淡路大震災により事務所が倒壊したため、姫路市田寺4丁目5-12に仮事務所として移転  
 平成12年 11月 事務所を 神戸市中央区港島南町3丁目3番8に新築、移転  
 平成13年 4月 浄化槽法一部改正により、みなし浄化槽の新設禁止  
 平成13年 10月 浄化槽法第11条検査の水質検査項目にBODを導入  
 平成15年 4月 浄化槽法第11条検査に「指定検査員補制度<兵庫方式>」導入（補完検査制度は廃止）  
 平成16年 11月 創立30周年記念式典を開催  
 平成18年 2月 浄化槽法の一部を改正する法律の施行(同法目的に「公共用水域の水質保全」が明示)  
 平成20年 1月 センター構造改革特別委員会答申(公共用水域等の水質保全及び浄化槽業界の更なる発展と飛躍を目指して)  
 平成21年 5月 第36回通常総会において理事定数の削減  
 平成22年 7月 公益法人制度改革特別委員会の設置  
 平成23年 9月 一般社団法人 兵庫県知事認可  
 平成23年 10月 一般社団法人兵庫県水質保全センター設立登記  
 平成23年 12月 兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理

#### 4. 事業概要(認証・登録範囲) (関連事業所なし)

##### ① 浄化槽の製造、設計、施工、保守点検及び清掃の適正化に関する事業

浄化槽の製造・工事・保守点検及び清掃を適正に行うため、会員の技術の向上、知識の普及を目的とした各種講習会をはじめ、広報誌、会員名簿の発行等の事業を通じて知識の普及啓発を図り、水環境の保全に努めています。

##### ② 浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査に関する事業

兵庫県水質保全センターは兵庫県知事から指定を受けて、浄化槽の法定検査を行う、兵庫県内唯一の機関で、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査を行っています。

##### ③ 浄化槽に係る水質検査に関する事業

公益法人の環境計量証明事業所として、迅速かつ正確な環境測定を行うとともに、浄化槽法に基づく法定検査機関として、計量証明行為だけでなくその計量結果から、浄化槽の運転状況の把握に努めると共に、県・市・町や関係業者、及び県民からの水質関連のお問い合わせに対して、技術的サポートを行っています。

##### ④ 浄化槽に関する調査研究及びその受託事業

合併処理浄化槽の設置を推進すると共に、既設の単独処理浄化槽の合併化に向けた調査研究、浄化槽の維持管理費用と公共下水道の使用料との住民負担の格差の是正を図る公共関与制度の確立、その他の新規事業の検討等を行っています。また、関係機関からの受託事業として、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の河川に及ぼす水質汚染の比較調査、法定検査の受検率向上を目指した計画等の作成を行っています。

##### ⑤ 浄化槽に関する各種講習会、研修会等の開催

兵庫県ならびに政令市の条例に基づき、「保守点検業務に関する講習会」を隔年開催し、浄化槽管理士の技術、技能、知識の向上に努めています。

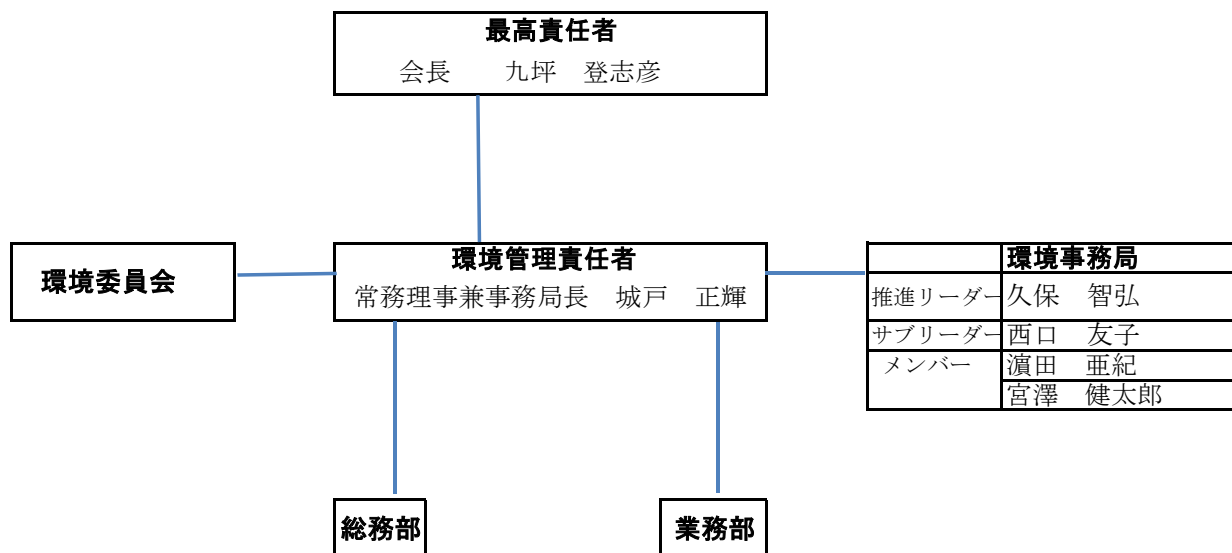
##### ⑥ 環境教育事業

未来を担う子供たちの「環境マナー」を育成することを基本目的とする環境教育事業を、平成18年度から行っています。「生活排水」と「河川水質」をキーワードに掲げ、生活環境に身近な中小河川を舞台として、参加者全員で河川水質の調査を行い、水環境を考える活動を行っています。

#### 5. 平成28年度の事業実績について

浄化槽法定検査実施基数	52,907	基
環境計量証明実施件数	2,991	件

### 3. E A 2 1 実施体制



役割分担表

職名	役割
最高責任者	① 環境方針を定め、誓約する。 ② エコアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境方針・環境目標等の全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。
環境管理責任者	① エコアクション21に関する合理的・効果的運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する。 ② 最高責任者による見直しのための情報として、エコアクション21の構築・運用に関する情報を最高責任者へ提供する。
環境事務局	① 環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管する。 ② メンバーは担当する環境活動の管理を行い、月毎に結果を推進リーダーに報告する。 ③ サブリーダーは結果報告の確認および推進リーダーを補佐する。 ④ 推進リーダーはエコアクション21の書類一式作成および記録類の管理、評価をする。
環境委員会	① 環境管理責任者・環境事務局・部門長で構成する。 ② 概ね3カ月に1回の頻度で環境管理責任者が召集する。 ③ 環境目標の設定、環境活動計画の策定及び実施の進捗状況について協議する。 ④ 環境管理責任者が必要と認めた者は出席することができる。
担当課長	① 職員にエコアクション21の意識を高めることを喚起する。
職員	① エコアクション21に対し貢献するという意識を強く持つ。

## 4. 環境目標

環境目標項目 (単位)	『環境方針』 との整合	平成28年度	平成29年度	平成30年度
CO <sub>2</sub> 総排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /百万円)	CO <sub>2</sub> 総排出量 の削減	481 平成26年度実績比 1.0%削減	479 平成26年度実績比 1.5%削減	476 平成26年度実績比 2.0%削減
一般廃棄物再資源化の 推進 (リサイクル率 %)	廃棄物排出量 の減量	47	48	49
産業廃棄物管理	廃棄物排出量 の適正処理	産業廃棄物管理の 実施	産業廃棄物管理の 実施	産業廃棄物管理の 実施
化学物質管理	化学物質の 適正使用	化学物質の 適正使用	化学物質の 適正使用	化学物質の 適正使用
総排水量 (m <sup>3</sup> /百万円)	節水	2.88 平成26年度実績比 0.5%削減	2.86 平成26年度実績比 1.0%削減	2.85 平成26年度実績比 1.5%削減
当事業所職員を対象とし た環境教育実施件数 (件)	環境教育の 実施	6か月毎(年2回)の 実施	6か月毎(年2回)の 実施	6か月毎(年2回)の 実施
県内中学校を対象とした 環境教育実施件数 (件)	環境教育の 実施	年2回以上の実施	年2回以上の実施	年2回以上の実施
浄化槽に関する各種 講習会等の件数(件)	浄化槽の 普及啓発	年2回の実施	年2回の実施	年2回の実施
グリーン調達率(%) (金額による%)	グリーン調達 の実施	71	72	73
広報誌発行件数(件)	EA21普及啓 発	年3回発行	年2回発行	年2回発行

### ※化学物質使用について

化学物質の使用量については、公定法により分析を行っていることから適正使用の状況であり、今後も努めます。

化学物質は専用保管庫に入れ退社時には施錠をし、また、試薬管理台帳により使用数量・購入数量・在庫数量のチェックは毎月行っており、適正管理に努めております。

## 5. 環境活動計画

環境目標	項目	環境活動計画	評価
CO <sub>2</sub> 総排出量		ガソリン・都市ガス・購入電気の月消費量の管理	○
		5000 <sup>キロ</sup> 毎のオイル交換と空気圧チェックの徹底	○
		車両平均燃費の管理	○
		低燃費車両への切換え(随時)	○
		安全運転の励行とエコドライブの実施	○
		ガスを要する水質検査終了時の速やかな止栓の徹底	○
		ガスエアコンによる温度設定の管理(夏季冷房時28℃、冬季暖房時22℃) (別に温度管理が必要な水質検査室は除く)	○
		昼休み時間の事務所の消灯	○
		電気設備を使用する水質検査終了時の速やかな電源オフの徹底	○
		コピー終了時の節電ボタンONの徹底	○
		残業部署の部分照明の実施	○
	(資源率%) 一般廃棄物のリサイクル推進		一般廃棄物排出量の管理(資源ゴミ・可燃ゴミ・不燃ゴミの数値管理)
		両面コピーと電子媒体によるペーパーレス化の推進	○
		使用頻度の高いA4コピー用紙の再使用等消費管理	○
産業廃棄物管理		マニフェストによる適正処理の実施	○
化学物質使用量		化学物質使用量の管理	○
総排水量		上水の月使用量の管理	○
		給水中にその場を離れる時の止水の徹底	○
		節水ステッカーによる節水啓発の実施	○
環境教育		年2回、当事業所の職員を対象に実施	○
		教育委員会の了承を経て、県内中学校を対象に夏休み期間中に実施	○
浄化槽に関する講習会等		浄化槽の設置推進や浄化槽の適正な維持管理の確保を図るため、一般住民を対象に浄化槽に対する正しい認識と維持管理の必要性の普及啓発を目的に「浄化槽フォーラム」等を開催	○
		浄化槽の保守点検業者が雇用する浄化槽管理士を対象に浄化槽の維持管理等の知識や技能の向上を図る講習会の実施	○
グリーン調達		事務用品を対象としたグリーン調達の実施	○
広報誌の発行		EA21普及啓発を目的に、環境活動状況を掲載した広報を年3回発行	○

## 6. 環境目標の実績と評価

項目	平成28年度 環境目標	平成28年度実績と評価 ○：達成 ×：未達成
CO <sub>2</sub> 総排出量 (kg-CO <sub>2</sub> /百万円) ※購入電力の排出係数	481 平成26年度実績比0.5%削減 ※平成23年度関西電力0.450を使用	430 目標達成率112% 評価：○ ※平成23年度関西電力0.450を使用
一般廃棄物再資源化の推進 (リサイクル率 %)	47	65 目標達成率 138% 評価：○
産業廃棄物管理	産業廃棄物管理の実施	適正管理
化学物質の適正管理	適正管理	適正管理
総排水量 (m <sup>3</sup> /百万円)	2.88 平成26年度実績比0.5%削減	2.77 目標達成率104% 評価：○
当事業所職員を対象とした 環境教育実施件数	年2回の実施	2回 目標達成率100% 評価：○
県内中学校を対象とした 環境教育実施件数	年2回以上の実施	2回 目標達成率100% 評価：○
浄化槽に関する各種講習会 等の件数	年2回の実施	2回 目標達成率100% 評価：○
グリーン調達率(金額によ る%)	71	94.9 目標達成率134% 評価：○
広報誌の発行件数	年3回発行	3回発行 目標達成率100% 評価：○



## 7. 環境活動計画の取組結果とその評価、及び次年度の取組内容

### 【環境活動計画の取組結果とその評価】

#### 1. CO<sub>2</sub>総排出量

平成28年度は、「購入電力」「総ガソリン量」については、過去10年間で最も低い消費量となりました。「都市ガス」についても昨年より消費量を減少させることができ、「CO<sub>2</sub>総排出量」は、平成19年からのEA21の取り組み開始後、最も低い値となりました。

(図-1)(図-2)(図-3)

取り組み内容として、業務の効率化による時間外勤務の減少、LEDへの交換、全業務用車両の燃費実績の管理等による結果が現れたものと思われます。

今年度も引き続き、更なる業務効率化の実現とともに、エコドライブの実施と交通安全の徹底に取り組みます。

車両関係においては、検査員の直行直帰体制の徹底等により、車両走行距離が大幅に減ったため、総ガソリン量も減少となりました。燃費については昨年よりやや低い結果となりました。

(図-4)(図-5)

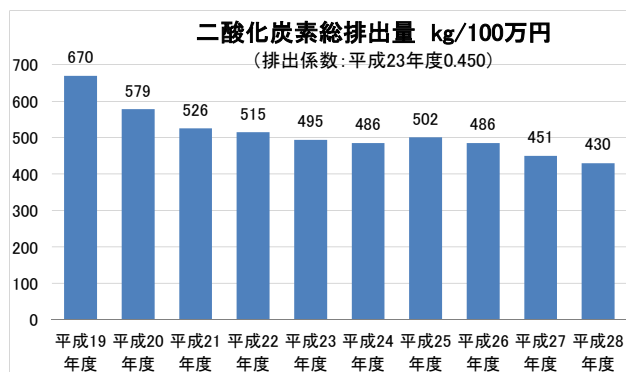


図-1

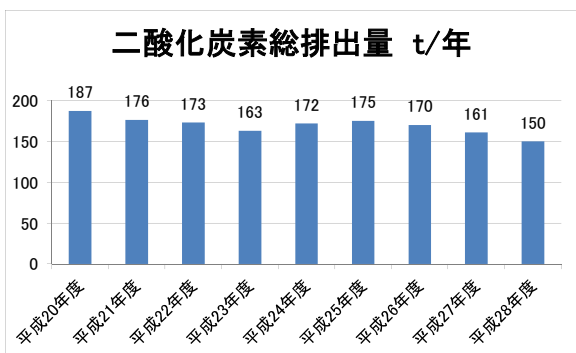


図-2

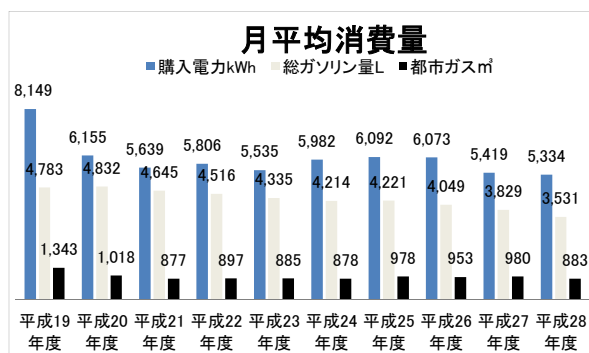


図-3

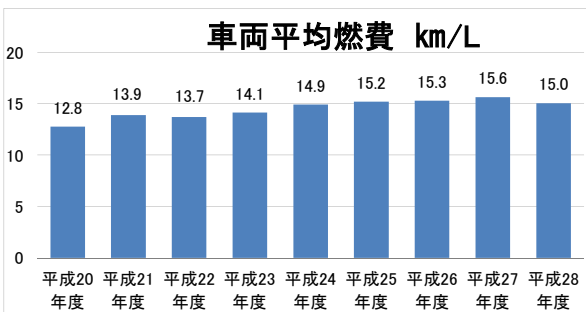


図-4

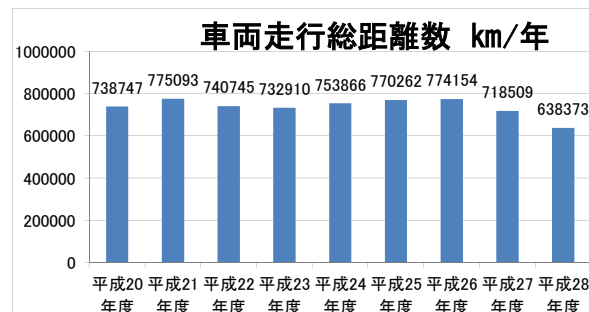


図-5

2. 廃棄物等排出量

これまで一般廃棄物の分別管理、電子媒体によるペーパーレス化、及びA4コピー用紙の消費管理等の取り組みをしてきています。平成26年7月に不燃ごみの排出、平成27年3月に金属ごみ等の産業廃棄物の排出を行ったため、平成26年度は増加していましたが、27、28年度は平年並みになっています。(図-6)(図-8)(図-9)(図-10)

年間総量でも同様の推移となっています。(図-7)

一般廃棄物リサイクル率については、紙ごみなど、リサイクルできるものについては可燃ごみにせず、資源ごみに出すなど、分別の徹底を行うとともに、電子媒体によるペーパーレス化及びA4コピー用紙の消費管理等の取り組みを実施した結果、過去の実績中、最も高い値となりました。(図-11)

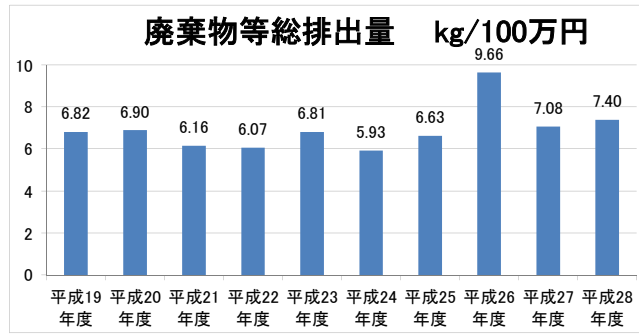


図-6

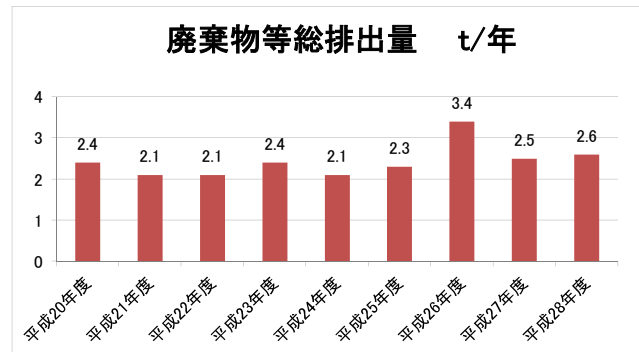


図-7

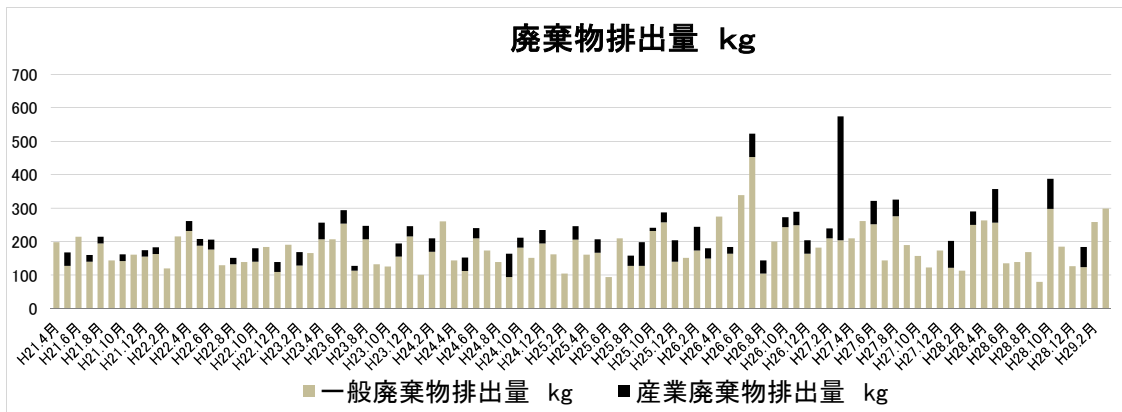


図-8

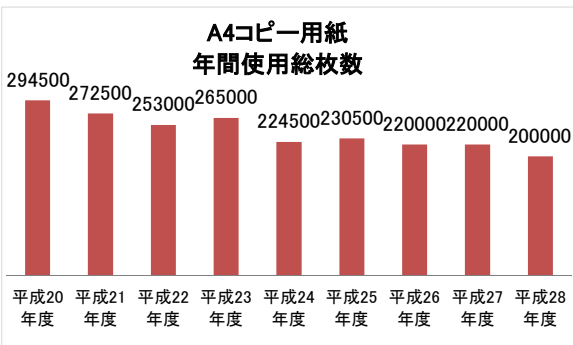


図-9

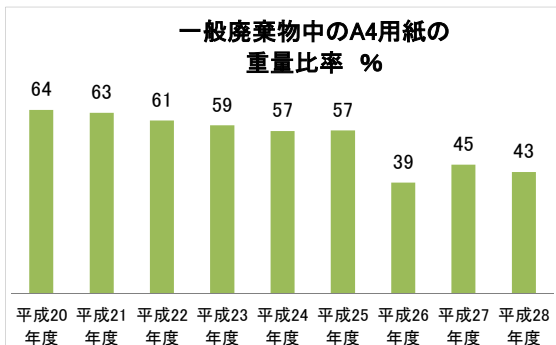


図-10

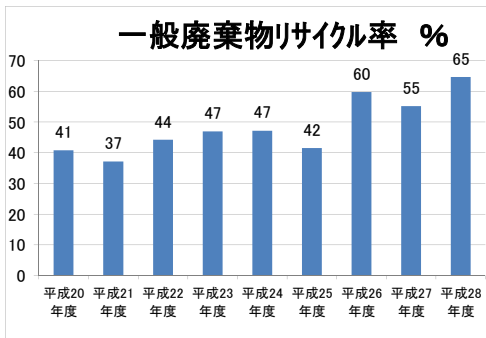


図-11



水質意識を促す啓発ステッカー

### 3. 総排水量

総排水量は、分析室に導入された自動洗浄機の効果により、平成26年度に大幅な減少となりました。平成27年度は若干上昇しましたが、平成28年度は散水の見直し等も行い、過去の実績中で最も低い値となりました。(図-12)(図-13)

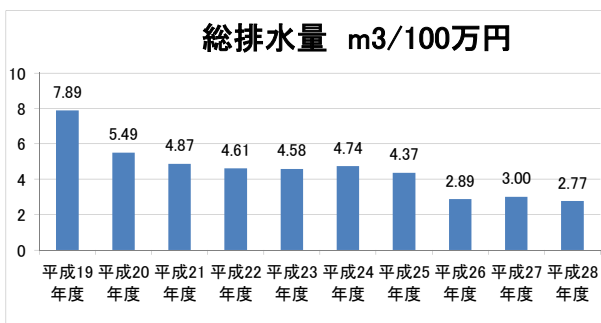


図-12

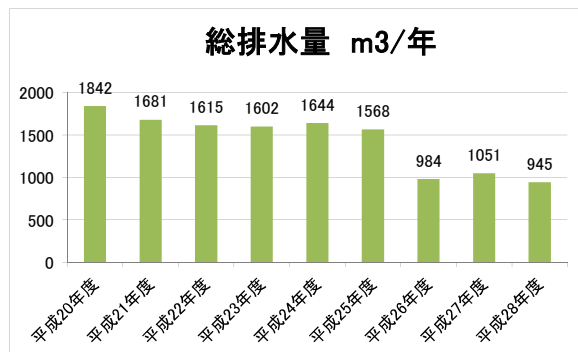


図-13

### 4. グリーン調達

平成22年度から開始したグリーン調達の取り組みですが、調達率は高水準で推移しています。(図-14)

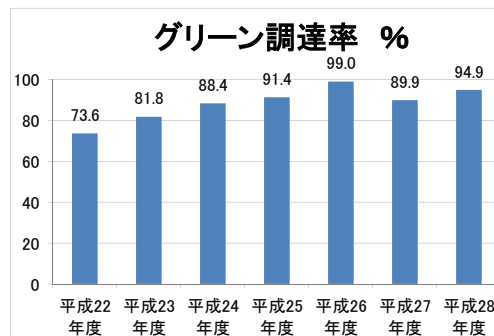


図-14

5. 環境教育

5.1 当事業所職員を対象とした環境教育は、年間2回の回数で実施しています。環境活動レポートを中心にEA21の理解と協力を得る機会となるよう努めています。

実施日		
1回目	平成19年	11月22日
2回目	平成20年	1月17日
3回目	平成20年	6月6日
4回目	平成20年	12月26日
5回目	平成21年	6月26日
6回目	平成21年	12月18日
7回目	平成22年	7月9日
8回目	平成22年	12月17日
9回目	平成23年	7月8日
10回目	平成23年	12月28日
11回目	平成24年	7月13日
12回目	平成24年	12月14日
13回目	平成25年	7月12日
14回目	平成26年	1月6日
15回目	平成26年	7月11日
16回目	平成27年	1月5日
17回目	平成27年	7月10日
18回目	平成28年	1月4日
19回目	平成28年	7月8日
20回目	平成29年	1月4日



5.2 兵庫県内の中学校を対象とした環境教育は、環境マナーのこころを育てることを基本テーマとして、平成18年度から取り組んでいます。平成19年度からは原則として夏休み期間中に実施しています。

具体的には、子供たちと河川の水質調査を行っています。水質と流量について関心を持ってもらうことにより、水の循環や、流域に存在している浄化槽の存在価値について勉強をする機会となっています。

実施日			対象中学校等	参加人数
1回目	平成18年	11月5日	洲本市立青雲中学校	18
2回目	平成19年	8月7日	加古川市立両荘中学校	21
3回目	平成20年	8月6日	高砂市立鹿島中学校	21
4回目	平成21年	7月28日	市川町立鶴居中学校	21
5回目	平成21年	8月6日	南あわじ市立三原中学校	21
6回目	平成22年	8月3日	加古川市立両荘中学校	25
7回目	平成22年	8月10日	丹波市立青垣中学校	22
8回目	平成23年	8月2日	姫路市立安富中学校	21
9回目	平成23年	8月8日	洲本市立青雲中学校	18
10回目	平成24年	8月9日	三田市立藍雲中学校	17
11回目	平成25年	8月6日	加古川市立両荘中学校	16
12回目	平成25年	8月12日	洲本市立青雲中学校	15
13回目	平成26年	8月5日	加古川市立両荘中学校	25
14回目	平成26年	8月22日	洲本市立青雲中学校	26
15回目	平成27年	8月3日	加古川市立両荘中学校 加古川市立山手中学校	20
16回目	平成27年	8月4日	神戸市北区淡河本町活動組織	13
17回目	平成27年	8月7日	洲本市立青雲中学校	23
18回目	平成28年	8月2日	加古川市立両荘中学校 加古川市立山手中学校	27
19回目	平成28年	8月9日	洲本市立青雲中学校	24



データのまとめ



水生生物観察



流速測定



パックテスト

6. 浄化槽に関する講習会等

浄化槽の普及啓発を目的として、毎年各種講習会等の実施、及びキャンペーン等に参加しています。

平成28年度の主な実績

7月21日	検査員補指定講習会
7月28日	浄化槽保守点検業務に関する講習会

7. 環境委員会

環境委員会は、環境活動の推進基軸として概ね3か月毎に実施しています。

実施日		
1回目	平成19年	7月3日
2回目	平成19年	8月3日
3回目	平成19年	11月19日
4回目	平成20年	2月29日
5回目	平成20年	5月29日
6回目	平成20年	8月29日
7回目	平成20年	11月27日
8回目	平成21年	2月26日
9回目	平成21年	5月21日
10回目	平成21年	8月28日
11回目	平成21年	11月30日
12回目	平成22年	3月12日
13回目	平成22年	6月11日
14回目	平成22年	9月15日
15回目	平成22年	11月29日
16回目	平成23年	3月24日
17回目	平成23年	6月15日
18回目	平成23年	9月7日
19回目	平成23年	12月15日
20回目	平成24年	3月28日
21回目	平成24年	6月28日
22回目	平成24年	9月7日
23回目	平成24年	11月29日
24回目	平成25年	8月1日
25回目	平成25年	12月19日
26回目	平成26年	2月19日
27回目	平成26年	5月15日
28回目	平成26年	8月20日
29回目	平成26年	11月27日
30回目	平成27年	2月26日
31回目	平成27年	5月28日
32回目	平成27年	8月20日
33回目	平成27年	11月30日
34回目	平成28年	2月29日
35回目	平成28年	5月26日
36回目	平成28年	9月28日
37回目	平成28年	11月30日
38回目	平成29年	3月3日



環境委員会スナップ

【次年度の取組】

項目	主な取り組み
二酸化炭素排出量	CO <sub>2</sub> 総排出量の月毎の管理 車両平均燃費の月毎の管理
一般廃棄物	A4用紙消費量の月毎の管理 可燃、不燃、資源ゴミの仕分け管理
産業廃棄物	マニフェストによる適正管理
総排水量	上水使用量の月毎の管理
職員の環境教育	全体集会の実施(年2回)
小学生への環境教育	夏休み中に実施(年1回)
中学生への環境教育	夏休み中に実施(年2回)
浄化槽に関する講習会等	年2回の実施
グリーン調達	主に事務用品を対象としたグリーン調達の実施(72%以上を目標)
EA21の普及啓発	広報誌に取組状況を掲載(年2回発行)

## 8. 環境関連法規制の遵守状況

平成28年度は3月11日、遵守状況を確認しました。

No.	当事業所に適用となる環境関連法規と遵守すべき要求事項	遵守状況
1	浄化槽法 目的(第1条) 法定検査(第7条、11条) 指定検査機関の指定(第57条) 保守点検業者の登録制度(第48条)	遵法
2	計量法 計量証明事業の登録(第107条) 事業規程の提出義務(第110条) 計量証明書の交付(第110条の2) 指定の基準(第92条) 変更の届出等(第62条) 指定の申請(第59条) 計量証明検査の受検(第116条) 立入検査(第148条)	遵法
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 事業者の責務(第3条) 一般廃棄物の運搬、処分等の委託基準(第6条の2、第12条) 産業廃棄物管理票(第12条の3) 管理票写しの保存期間と管理票交付者の報告書(第12条の3)	遵法
4	下水道法 特定施設(第12条の2) 届出(第12条の3) 氏名変更等の届出(第12条の7) 水質の測定義務等(第12条の12) 排水設備等の検査(第13条) 報告の徴収(第39条の2)	遵法
5	神戸市下水道条例 排水管理責任者(第14条の2)	遵法
6	毒物及び劇物取締法 毒物又は劇物の取扱い(第11条) 表示(第12条)	遵法
7	環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律 民間団体等の責務(第4条) 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育(第10条)	遵法
8	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 指定製品及び特定製品の管理者の責務(第5条)	遵法
9	使用済自動車の再資源化等に関する法律 自動車の所有者の責務(第5条) 使用済自動車の引渡義務(第8条) 再資源化預託金等の預託義務(第73条)	遵法
10	特定家庭用機器再商品化法 事業者及び消費者の責務(第3条)	遵法
11	パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項(第1条)	遵法
12	資源の有効利用の促進に関する法律 事業者の責務(第4条)	遵法

環境関連法規制等への逸脱はありませんでした。また外部からの環境上の苦情、要請はありません。関係当局からの指摘や訴訟は、過去3年間ありません。

## 9. 代表者による全体の評価と見直しの結果

評価実施日	平成29年6月22日
評価の対象期間	平成28年4月から平成29年3月末
代表者(会長)の 総合コメント	<p>環境活動が全社的に定着し、CO<sub>2</sub>総排出量削減の成果となって表れたものと思われ ます。</p> <p>また、環境目的に対する実績では、100%目標を達成しており、全職員の意識向上 によるものと評価したいと思います。</p> <p>今後も引き続き、エコアクションへの貢献を期待します。</p> <p>平成29年度も身近な取り組みを積み重ねて下さい。</p>

次回環境活動レポート作成時期は、平成30年7月です。